

京都市上下水道局管理規程第18号

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第19条の4第3項第3号中「6,500円」の右に「地域事業課京北分室に勤務する職員及び当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員（以下この項において「京北分室勤務職員等」という。）にあっては、7,200円)」を加え、同項第4号中「8,900円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、9,800円)」を加え、同項第5号中「11,300円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、12,400円)」を加え、同項第6号中「13,700円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、15,100円)」を加え、同項第7号中「16,100円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、17,700円)」を加え、同項第8号中「18,500円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、20,400円)」を加え、同項第9号中「20,900円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、23,000円)」を加え、同項第10号中「21,800円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、24,000円)」を加え、同項第11号中「22,700円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、25,000円)」を加え、同項第12号中「23,600円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、26,000円)」を加え、同項第13号中「24,500円」の右に「(京北分室勤務職員等にあつては、27,000円)」を加える。

第45条第1項を次のように改める。

第45条 この規程の定めるところにより給与の額を算定する場合において、その算定の基礎となる1日当たり又は1時間当たりの給与の額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。

第45条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 第5条第6項の規定による再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第20条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 第43条第2号及び第3号の規定による休職中の職員の給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 5 この規程の定めるところにより給与を減額する場合において、勤務しない1日又は1時間につき減額すべき額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。

附則第6項中「同年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

別表第4中

「

下水水質試験, 下水水質試験, 下水道管路巡視作業, ポンプ場巡視作業及び下水処理技術	日額500円
--	--------

」

を

下水水質試験, 下水道管路巡視作業, ポンプ場巡視作業, 下水処理技術及び下水排水調査・規制業務	日額500円
--	--------

に,

守衛	日額350円
----	--------

を

守衛及び水道管路管理業務	日額350円
--------------	--------

に改める。

(京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程(平成19年3月30日上下水道企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「100分の14」を「100分の17」に改める。

第3条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程(平成20年3月31日上下水道局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り, 附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規程は, 平成21年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)